

鹿沼市業務継続計画

Business Continuity Plan

～被害を最小限にし、1日も早い復旧・復興を目指して～

【災 害 編】



平成30年3月
(令和4年3月改訂)
鹿 沼 市

目 次

第1章 基本的な考え方

(1) 計画の目的	2
(2) 地域防災計画との関係	3
(3) 計画の基本方針	3
(4) 発動及び解除時期	4
(5) 発動権限者	4
(6) 計画の推進及び見直し	4
(7) 市民への周知	5

第2章 被害状況の想定

(1) 被害の前提となる災害	6
(2) 市域の被害想定	7
(3) インフラの被害状況・復旧想定	7

第3章 業務執行体制の確保

(1) 参集体制	8
(2) 参集可能人員	9
(3) 職員確保のための必要な対策	10

第4章 業務執行環境の確保

(1) 庁舎	11
(2) 電力	11
(3) 食糧及び飲料水	12
(4) 通信	12
(5) 情報システム	14

第5章 協定締結団体

(1) 地方公共団体等との協定	15
(2) 民間事業者との協定	16

第6章 災害時優先業務

(1) 災害時優先業務の考え方と選定方法	18
(2) 災害時優先業務の選定結果	19
(3) 災害時優先業務一覧	20

第7章 教育訓練

(1) 職員災害対応訓練	22
--------------	----

第8章 計画の推進

(1) 計画の周知徹底	22
(2) 計画の継続的改善	22

第1章 基本的な考え方

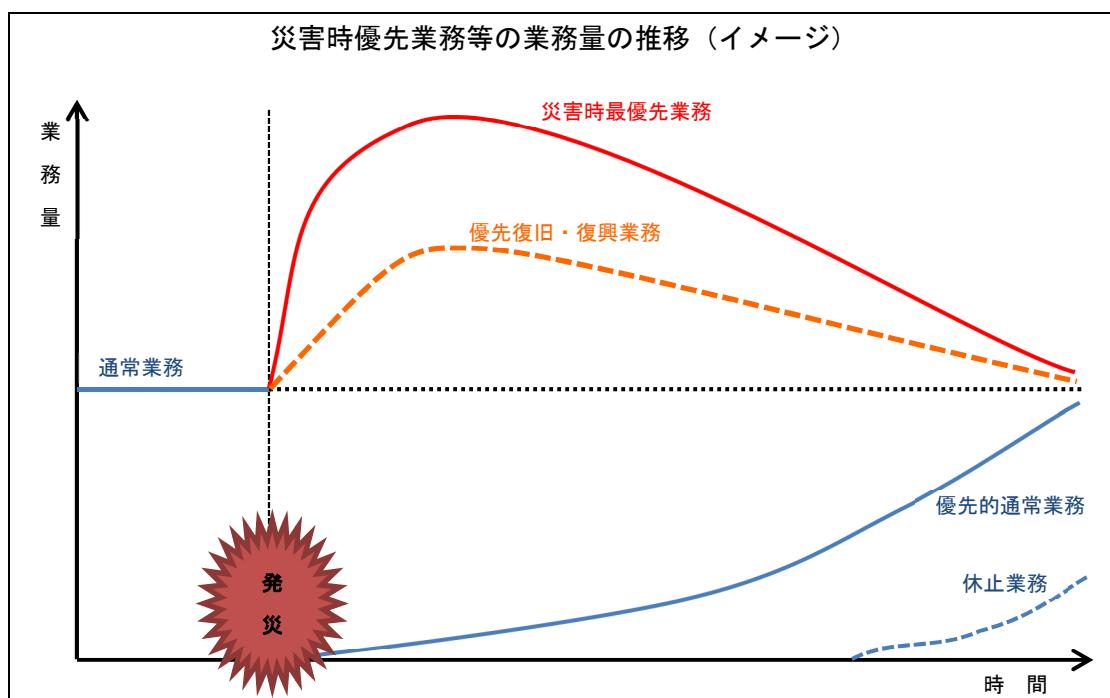
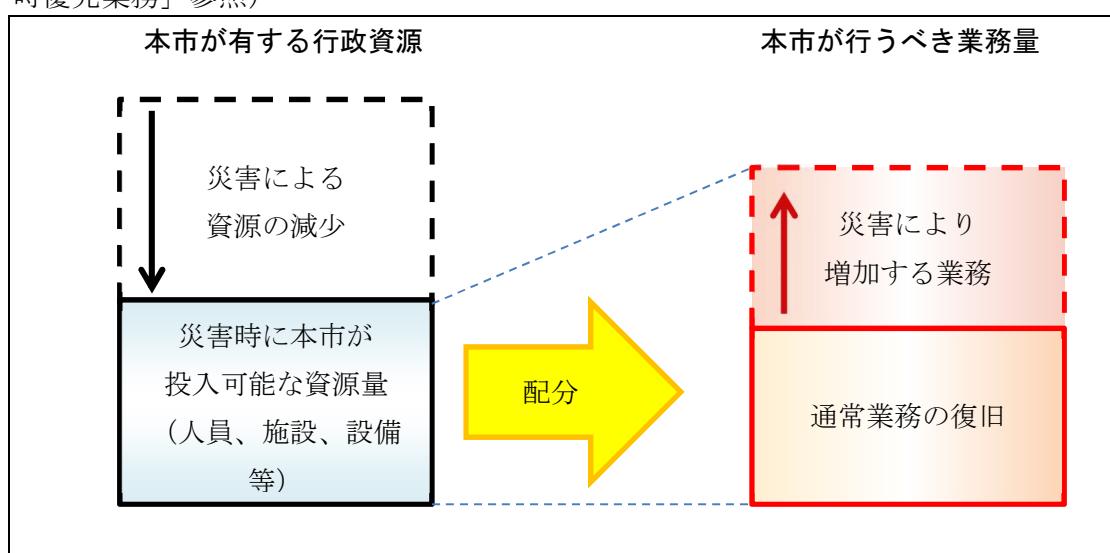
(1) 計画の目的

大規模災害が発生した場合は、市民のみならず本市の施設、設備等も被害を受け、職員の登庁も困難となるため、本市は、限られた資源（※1）を用いて増大する災害時優先業務（※2）及び通常業務に当たらなければなりません。

そのため、「B C P =Business Continuity Plan：業務継続計画」は大規模災害における災害時優先業務を適切に実施し、災害直後の行政機能の停滞を最小限に抑えるため、あらかじめ、資源の確保、配分等について定めることを目的としています。

※1 資源：施設、設備、人員その他行政が業務を行うために必要なものを指す

※2 災害時優先業務：災害発生時に優先して行う必要がある業務（災害発生における応急業務に、通常業務のうち継続又は早期復旧の必要がある業務を加えたもの。詳細は、「第6章 災害時優先業務」参照）



(2) 地域防災計画との関係

「地域防災計画」は、本市、防災関係機関、事業者及び市民が災害の予防から応急対策及び復旧までの取組を総合的に定めた計画です。

これに対し、「業務継続計画」は、市庁舎や職員も被災するという前提の下、行政機能が低下し、利用できる資源が制約される状況下において、「地域防災計画」に定めた本市が行政として行うべき対策、取組等を効率的かつ確実に実施するための計画であり、いわば「地域防災計画」の実効性を確保するための計画です。

【地域防災計画と業務継続計画との比較】

区分	地域防災計画	業務継続計画（B C P）
計画の趣旨	各機関が発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担を規定するための計画	災害時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目的とする時間・時期までに実施できるようにするための計画（実効性の確保）
策定組織	・鹿沼市防災会議	・鹿沼市
実施主体	・市 ・防災関係機関（県、警察、自衛隊、ライフライン、通信、交通事業者等） ・市民	・市
行政の被災	・想定しない	・庁舎、職員、電力、通信、情報システム等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。
対象業務	・予防業務 ・応急対策業務 ・復旧業務	・災害時最優先業務 ・優先復旧・復興業務 ・優先的通常業務

(3) 計画の基本方針

大規模な災害が発生した場合の市としての責務を全職員が理解・共有し、目的達成のために一丸となって最善を尽くすため、以下に示す3つの基本方針を定めます。

〈方針1〉

市民の生命や財産等を最優先で守る。[災害時最優先業務の遂行]

災害が発生した場合に、市民の生命、身体及び財産を災害から守り、その安全を確保するとともに、市民生活や経済活動等の維持を図るため、災害時優先業務を最優先に実施します。

〈方針2〉

必要な資源の確保に努める。[災害時優先業務の実施に必要な資源の確保]

市役所そのものが被災し、執務環境、職員、ライフライン等業務資源の制約下にあっても災害時優先業務を遂行するため、全局的な視点により業務資源の確保・代替策を実施するとともに、適切な配分を行います。

〈方針3〉

優先度の低い通常業務は積極的に休止する。[災害時優先業務の実施体制確保]

必要となる人的資源及び物的資源を非常時優先業務へ集中的に投入するため、災害時優先業務以外の業務については、原則として休止・縮小します。その後、災害時優先業務に影響を与えない範囲で順次再開を目指します。

(4) 発動及び解除時期

本計画は、次のいずれかの場合に発動します。

- ア 大規模災害により、鹿沼市災害対策本部が設置され、市全域に甚大な被害が生じた場合
- イ 市長が必要と認めた場合

鹿沼市災害対策本部設置基準【参考】

【地震】

- ・市域で震度5強以上を観測したとき（自動設置）

【風水害】

- ・中規模又は大規模な災害発生が予想されるとき
- ・避難指示を発するとき

本計画の発動期間は、原則、発災後1ヶ月とします。なお、被害状況を踏まえ、災害対策本部長（市長）の指示があった場合は、1ヶ月以内での終結又は期間の延長を行います。

また、解除時期については、災害応急活動が概ね完了し、平常時の体制がとれると本部長（市長）が判断し決定した時点とします。ただし、各本部員は解除の宣言前であっても、応急対策業務の進捗状況に応じ、休止・縮小した通常業務を順次再開させていくものとします。

(5) 発動権限者

本計画の発動権限者は、鹿沼市災害対策本部長（市長）とします。なお、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときの代行順位は、副本部長（副市長）、副本部長（教育長）、総合政策部長とします。災害発生時には、計画の発動が流動的になることも考えられるため、発動前であっても、必要に応じて初期対応をとり、継続実施すべき災害時優先業務、休止する業務について適切な対応をとるよう努めるものとします。

(6) 計画の推進及び見直し

業務継続体制は、最初から完全に構築できるものではないため、本計画に基づき継続的に取り組むことによって業務継続体制の整備及び改善に努めるものとします。

各課においては、災害発生時の状況を想定し、職員の意識向上、災害時優先業務の実施方法の検討、業務に必要な資機材の確保などを通じて、業務継続体制の向上を図るものとします。また、本計画に定めがない事項についても、各課において業務継続のために必要があると認める事項については、本計画の趣旨を踏まえ、改善に努めるものとします。

この場合において全庁的な対応が必要な事項については、総合政策部危機管理課で調整の上、

計画的に改善を進めます。

計画の推進の過程において、課題が新たに判明した場合等であって本計画の修正が必要であるときは、適宜見直しを行い、本計画についても継続的な改善を図るものとします。

(7) 市民への周知

市が、業務継続計画の発動又は解除を行った場合は、市ホームページ、防災情報アプリ、報道機関などを通じて、市民に広く周知し、市の体制移行（一部業務の休止・縮小等）について、市民・企業等に理解と協力を求めます。

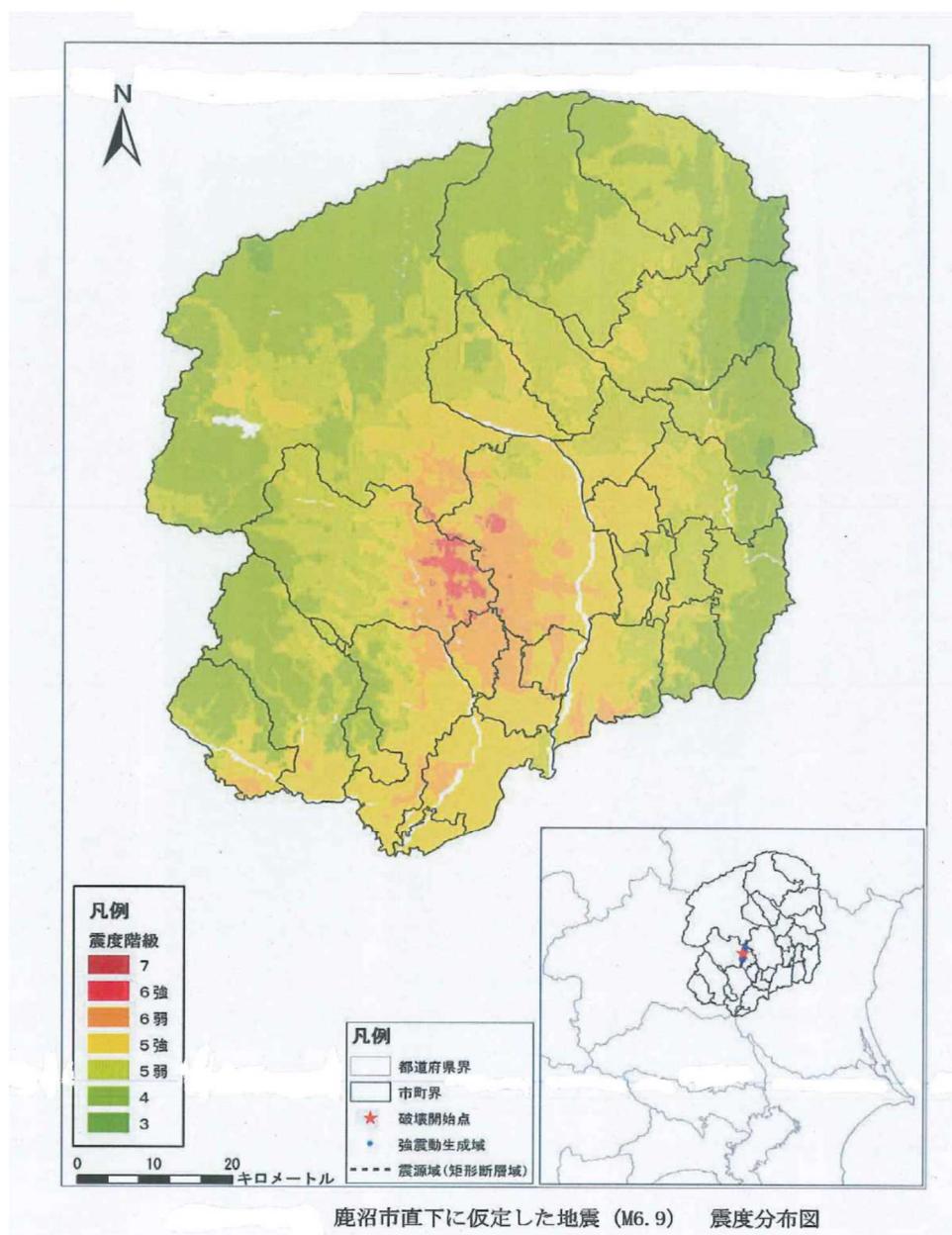
第2章 被害状況の想定

(1) 被害の前提となる災害

本市においては、市民生活に多大な影響を及ぼす災害として、地震、風水害、土砂災害などが想定されます。本計画においては、これらの想定される災害のうち、最大の被害を及ぼすと予想される地震による災害を想定災害とします。

なお、地震以外の災害への対応についても本計画を準用するものとします。

想定項目	地震想定内容
震源	鹿沼市直下型地震
規模	マグニチュード6.9、震度6強
地震発生季節・時刻	冬の午後6時
震源の深さ	10km



(2) 市域の被害想定

項目	被害量	
建物被害	全壊 3,256 棟、半壊 9,114 棟	
火災	出火 6 件、焼失 62 棟	
ライフライン	水道	断水人口 76,742 人
	下水道	支障人口 23,044 人
	ガス	供給停止 11,073 戸
	電力	停電件数 4,523 軒
	通信	不通回線 3,692 回線
死傷者	死者 202 人、重傷者 359 人、軽傷者 2,044 人	
避難者	避難者	12,495 人
	うち避難所生活者	7,497 人
災害廃棄物	可燃性がれき 8.0 万㌧、不燃性がれき 27.5 万㌧	

(3) インフラの被害状況・復旧想定

項目	B C P 策定の前提
電力	〈被害：電柱・送電線被害による停電〉 官公庁は優先的に復旧・送電 12～24時間後：一部復旧 7日～2週間後：被災区域を残しほぼ復旧 3週間～1か月後：被災区域を残し復旧
都市ガス	〈被害：管路被害による供給停止〉 発災～1か月後：被災区域を残し復旧
上水道	〈被害：管路被害による断水〉 完全復旧までは応急給水や応急復旧で対応 7日～2週間後：一部で通水可能 3週間～1か月後：被災区域を残し復旧
下水道	〈被害：管路・ポンプ施設、処理場被害による使用停止〉 完全復旧までは汚水溢水の解消や応急復旧で対応 発災～1か月後：被災区域を残し復旧
通信インフラ	〈被害：電柱・交換機・電源等の被害による不通〉 復旧後もしばらくの間、発信は輻輳※1 状態が続く ～7日後：通信規制 7日～2週間後：被災区域を残しほぼ復旧 3週間～1か月後：被災区域を残し復旧

※1 「輻輳(ふくそう)」…電話回線やインターネット回線において利用者のアクセスが特定の宛先に集中することにより、通常行えるはずの通話・通信ができなくなる状況

第3章 業務執行体制の確保

(1) 参集体制

鹿沼市地域防災計画では、災害が発生した場合、次の基準による配備体制をとり、迅速かつ的確な災害応急活動を実施する体制を確立することとしています。

【鹿沼市地域防災計画〈市の配備基準（地震）より〉】

区分	配備基準	配備体制	本部
注意配備	① 県内で震度4を観測したとき ② 南海トラフ地震に関する調査情報（臨時）が発表されたとき	災害に注意する体制で、危機管理課から必要な職員を配備する。	
警戒配備	① 市域で震度4を観測したとき（即報は市内震度4若しくは県に指示があった場合） ② その他市長が必要と認めたとき	災害に備える体制で、各部幹事課等から必要な職員を配備する。	－
第1配備	① 市域で震度5弱を観測したとき【自動配備】 ② 気象庁が「震度5弱以上と考えられるが、現在震度を入手していない市町村」として「鹿沼市」を発表したとき【自動配備】 ③ その他市長が必要と認めたとき	小規模の災害に対応する体制で、第1配備職員を配備する。 避難所（地区連絡所）運営職員は、指定された場所に参集する。	災害警戒本部
第2配備	① 市域で震度5強を観測したとき【自動配備】 ② その他市長が必要と認めたとき	中規模の災害に対応する体制で、第2配備職員を配備する。	災害対策本部
第3配備	① 市域で震度6弱以上を観測したとき【自動配備】 ② その他市長が必要と認めたとき	大規模な災害に対応する体制で、第3配備職員（全職員）を配備する。	

【自動配備】とは、対象となる情報が発表されたことを知ったとき、配備命令の伝達を待たずに配備につくことをいう。

(2) 参集可能人員

本計画の策定に当たり、各班（課）の職員の参集状況がどのようになるのか検証するため、次の条件により調査を実施しました。

ア 対象者

全ての職員

イ 参集予測の考え方

勤務時間外に想定地震が発生した場合に、対象となる職員の居住地からあらかじめ定められた参集場所までの参集率を時系列で把握するために次の条件を設定しました。

公共交通機関及び通行支障を考慮して、参集手段は、徒步又は自転車とし、自宅と参集場所までの距離に基づき必要な時間を各職員で推定しました。ただし、発災直後の出発は困難であるため、発災から30分を付加しました。参集時速は、徒步3km、自転車6kmと平常時よりやや遅めに設定しました。

ウ 職員の参集時間及び参集率

集計結果は、表1-1のとおりです。

職員全体では、発災後1時間未満で職員の16.6%、3時間未満で職員の76.0%が参集可能となっています。さらに12時間未満では、99.8%の職員が参集可能との結果になりました。

【表1-1 全職員の参集時間及び参集率】

	1時間未満	3時間未満	12時間未満	1日以内	3日以内	4日以上
参集人数	204人	933人	1,226人	1,228人	1,228人	1,228人
参集率（積算）	16.6%	76.0%	99.8%	100%	100%	100%

エ 各部の職員参集時間及び参集率

各部の集計結果は、表1-2のとおりです。下表の上段は時間別の参集人数、下段は積算の参集率、網掛けは、全員参集となったときを示します。

【表1-2 時間別の参集職員数及び参集率（部別）】

	1時間未満	3時間未満	12時間未満	1日以内	3日以内	4日以上	総員
総合政策部	12人	41人	57人	57人	57人	57人	57人
	21.1%	71.9%	100%	100%	100%	100%	
行政経営部	11人	56人	81人	81人	81人	81人	81人
	13.6%	69.1%	100%	100%	100%	100%	
市民部	24人	94人	126人	126人	126人	126人	126人
	19.0%	74.6%	100%	100%	100%	100%	
保健福祉部	24人	115人	151人	151人	151人	151人	151人
	15.9%	76.2%	100%	100%	100%	100%	
こども未来部	29人	152人	215人	216人	216人	216人	216人
	13.4%	70.4%	99.5%	100%	100%	100%	
経済部	17人	54人	70人	70人	70人	70人	70人
	24.3%	77.1%	100%	100%	100%	100%	
環境部	16人	60人	82人	82人	82人	82人	82人
	19.5%	73.2%	100%	100%	100%	100%	
都市建設部	23人	65人	77人	77人	77人	77人	77人
	19.5%	84.4%	100%	100%	100%	100%	
上下水道部	13人	42人	49人	49人	49人	49人	49人
	26.5%	85.7%	100%	100%	100%	100%	
教育委員会事務局	22人	124人	162人	163人	163人	163人	163人
	13.5%	76.1%	99.4%	100%	100%	100%	
委員会等事務局	5人	22人	28人	28人	28人	28人	28人
	17.9%	78.6%	100%	100%	100%	100%	
消防本部	8人	108人	128人	128人	128人	128人	128人
	6.3%	84.4%	100%	100%	100%	100%	

(3) 職員確保のための必要な対策

災害時優先業務を遂行するためには、職員等人材の確保が欠かせません。職員が参集不可能であったり、遅延等の理由により業務に従事する職員が不足したりする場合にあっても、災害時優先業務の執行に支障をきたすことのないように、次のような対策を講じる必要があります。

なお、外部からの人的および物的支援に関する対策は、本計画とは別に定める「鹿沼市災害時受援手続きマニュアル」によって対応します。

ア 職員の初動体制

初動期における災害時優先業務について、迅速な立ち上げと業務遂行を行うため、各部・各課において、必要な職員数を確保する必要があります。そのため、初動体制における災害時優先業務を実施する職員の確保、安否確認と手段、参集場所と参集手段・ルート、及び報告手段と報告内容について、事前に確認し、整理しておく必要があります。

イ 応援協力体制の確立

他市や関係団体、ボランティアとの応援協力体制は、あらかじめ応援を受ける所管の部・課で受入時の対応を明確化する必要があります。

ウ 代替職員の確保

各部・課で実施する非常時優先業務について、担当職員が登庁困難となった場合に備え、業務内容の共有化を行い、発生時に担当職員以外の職員が円滑に業務を実施できるよう準備しておく必要があります。必要な職員数が不足する部署については、積極的に他部局の応援を要請し、枠組みを超えて、全庁的に人員の調整を行い、非常勤・臨時職員等の活用も視野に入れ、体制を検討しておく必要があります。

エ 職員の健康管理

発災直後は、一定期間、睡眠・休憩・食事といった時間が不規則になるなど、健康面の負担が大きくなります。職員の勤務が長時間にならないように、交代勤務を実施するなど健康に配慮する必要があります。職員のメンタルヘルスケアを含む健康管理や睡眠場所、毛布等の必要物資についても事前に確保しておく必要があります。

第4章 業務執行環境の確保

ここでは、第2章で想定した災害により、市内全体、市役所庁舎等に被害が発生した場合の災害時優先業務を実施するための業務資源の現状及び課題について、整理するとともに、その確保に向けた対応策をまとめました。

なお、本計画では、全庁的に共通の資源となる市役所庁舎及び消防庁舎の状況を中心に検討しました。

(1) 庁舎

令和3年8月に一部供用を開始した本庁舎は、耐震構造により想定した地震に耐えることができます。しかし、地震に起因する火災等で本庁舎が使用できなくなることを想定しておく必要があります。

【代替庁舎】

消防本部、市民情報センター、上下水道部庁舎

(2) 電力

本庁舎及び代替庁舎は、停電により外部からの電力供給がストップした場合は、多くの施設で電力が補えません。

【表2-2 電力、非常用電源】

電力 (非常用 電源)	本庁舎	非常用電源設備 1台 容量 500kva (400kW) 補給なし連続運転時間 : 72 時間 (燃料消費量約 1,389L/h)
	消防本部	非常用電源設備 1台 容量 100kva (80kW) 補給なし連続運転時間 : 16.8 時間 (燃料消費量約 29L/h)
	市民情報センター	非常用電源設備 1台。消防ポンプ及び電灯用 容量 92kW ※業務継続のため、有事における非常用電源車等の優先リース契約を締結する。
	上下水道部庁舎	非常用電源設備 1台。消火ポンプ用 ※業務継続のため、有事における非常用電源車等の優先リース契約を締結する。

【本庁舎における非常用電源稼働時の電気使用】

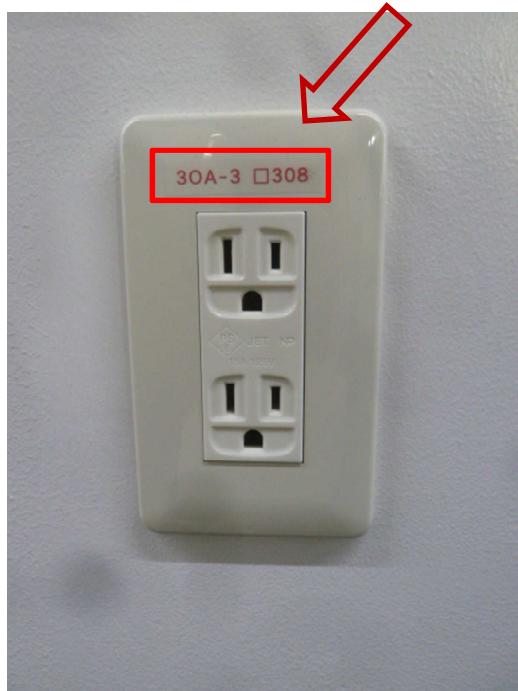
○災害活動拠点として、多目的スペース（1階）、特別会議室・危機管理課（3階）を災害対策拠点エリアとし、コンセントは災害活動に支障のない範囲が使用可能です。

また、執務室についても使用可能なコンセントを設けており、必要最低限の業務を行うことが可能です。

○照明は全館30%程度が使用可能となります。

○空調は会議室2室、サーバー室、電気室のみ使用可能となります、完全開庁後は災害対策本部・危機管理課も使用可能になります。

(非常用電源コンセント) ※赤字で表示されたものが使用可能



(3) 食糧及び飲料水

被災現場で継続的に応急対策業務に従事することが想定され、災害時優先業務を迅速かつ適切に実行することが求められます。その間、相当数の職員が数日間にわたり、庁舎に留まらなければならぬ可能性があります。

飲料水については、近隣に設置している飲料水兼用耐震性貯水槽によって、初期対応用としては十分な量を確保していますが、職員用にペットボトル等の備蓄は行っていません。

食糧については、全庁的には備蓄が行われておらず、協定に基づく救援食糧、量販店等からの調達により確保することになりますが、被災者の避難が長期化する場合に備え、職員は予め、各自での備蓄に努めます。

(4) 通信

電話設備は、地震発生後、電話回線の被害により、固定電話が通信不可能となる地域が発生するほか、電話回線に被害がない地域においても、通信が輻輳し通話が困難になります。

携帯電話も同様になる可能性が高いため、電話回線が通じている施設は、停電対応電話や災害時優先電話による通信を行い、電話回線が切断されている施設は、衛星電話による通話をを行う必要があります。

また、停電対応電話が設置されていない施設については、電話回線が被災から免れた場合も、数日間は、輻輳により電話などの通信回線がつながりづらくなります。

電話がつながるようになれば、電話が殺到するため、多くの回線と対応職員が必要となります。

フェイスブック、ツイッター、LINE等のSNSや防災情報アプリは、素早い情報伝達手段に利用できることから、発災時の住民等への情報伝達手段のひとつとして活用します。

【災害時にもつながりやすい通信手段】

1 栃木県防災行政無線

栃木県と各市町で組織する栃木県防災行政ネットワーク運営協議会が管理運営し、固定系と衛星系の回線の併用により、災害時でも繋がりやすく、県から県内の市町に一斉に緊急情報を伝達することができます。

●危機管理課 1 台

2 停電用電話

本庁舎に設置している全 IP 電話機は、サーバ・ハブ等が非常用電源に接続しており、商用電源で大規模な停電が発生したとしても、通常通り使用できます。また、主な出先施設においては、課長等の役席電話付近に停電に強いアナログ電話機を別途設置・常時接続しています。

●設置個所 本庁舎全 IP 電話機、市民情報センター（1階警備室、3階会議室、4階こども総合サポートセンター）、環境部クリーンセンター（2階）、上下水道部（2階）、下水道事務所（3階）、コミュニティセンター（14箇所）

3 災害時優先電話

災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき、防災関係等各所機関等に対し、固定電話及び携帯電話の各電気通信事業者が提供しているサービスです。災害等で電話が込み合った場合にも通信制限を受けずに発信受けることができます。ただし、着信に関しては通常電話と同じ扱いとなります。

本庁舎では各階の FAX 回線としており、使用時には複合機等から回線を引き抜き、アナログ非常用電話に差し替えて使用します。

●設置個所 本庁舎 7 回線（1～5 階の FAX 回線）

4 災害時特設公衆電話

大規模災害時に被災者や帰宅困難者が無料で使用することができる特設の公衆電話で、本市では避難所となる小中学校に配置されています。避難所が開設された際に設置することで使用ができます。

●避難所となっている各小中学校（26 校）

(5) 情報システム

情報化の進展が著しい現在、本市が提供する行政サービスの大部分において、情報システムが使われています。

情報システムは、データの保存及び処理をするサーバー、通信回線、通信機器等で構成され、これらが被害を受けた場合は、利用できなくなってしまいます。

災害発生時における情報システムの停止は、行政サービスの停止のみならず、被害の軽減、迅速な復旧・復興等においても大きな障害となります。

そのため、災害発生を前提とした情報システムの保護対策、復旧手順等のほか、通信回線の途絶、大規模停電など本市のみでの対応が不可能な場合を想定し、情報システムが停止した際の代替策をあらかじめ定め、適切に実施することが重要となります。

また、災害発生時において全ての情報システムの復旧に人手を割くことは不可能であるため、災害発生時における被害の把握、軽減、復旧等に必要となる情報システムを優先的に復旧させることも必要となります。

そこで、本市は、本業務継続計画の個別計画として、情報システムを対象とした「ＩＣＴ部門の業務継続計画」を別に定めています。

第5章 協定締結団体

(1) 自治体等との協定

協定の名称	自治体名等	主な内容	締結年月日
特殊災害消防相互応援協定	県内15団体	消防協力	S56.5.20
足立区と鹿沼市との災害時における相互援助に関する協定	足立区	救援物資・管理施設提供	S63.11.1
災害時における市町村相互応援に関する協定	県内市町	総合応援協力	H8.7.30
栃木県公設卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定	各公設卸売市場組合長など8団体	食料等供食協力	H10.3.3
墨田区と鹿沼市との災害時における相互援助に関する協定	墨田区	救援物資・人員応援・管理施設提供	H18.5.1
栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定	県、県内市町、一部事務組合、公益社団法人栃木県産業資源循環協会ほか2団体	廃棄物処理協力	H20.3.21 (R2.10.9 改訂)
災害時における備蓄品の共同利用に関する協定	6市4町：宇都宮市、鹿沼市、真岡市、さくら市、下野市、日光市、上三川町、芳賀町、壬生町、高根沢町	備蓄品の協力	H23.10.1
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	情報提供	H24.6.20
鹿沼市災害応急対策の相互協力に関する協定	鹿沼警察署、建設業協会鹿沼支部	相互協力	H24.7.4
公益財団法人日本水道協会栃木県支部水道災害相互応援要綱	14市、8町、日光社寺水道事務所、芳賀中部上水道事業団、栃木県企業局、宇都宮西中核工業団地事務組合	相互協力	H25.4.1
東北自動車道消防相互応援協定	各消防本部など6団体	消防協力	H27.9.30
災害時における相互援助に関する協定	春日部市・栃木市	相互協力	H29.4.17
東海原発に関する協定	栃木県5市1町	広域避難	H30.5.21
災害ボランティアセンター設置等に関する協定	鹿沼市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置及び運営	R2.3.11

(2) 民間事業者との協定

区分	協定の名称	締結先	主な内容	締結年月日
情報収集・発信	鹿沼市防災行政無線等を活用した広報に関する協定	東京電力㈱宇都宮支社	停電情報の提供	H20. 6. 30
	危険箇所の情報提供に関する協定	東京電力㈱宇都宮支社	危険箇所の情報提供	H21. 9. 30
	災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定	栃木放送、とちぎテレビ	災害が発生又は発生の恐れがある際の非常災害放送	H26. 9. 11
	災害時における災害情報の放送に関する協定	鹿沼ケーブルテレビ株式会社		H27. 12. 18
	小型無人航空機による応急対策活動に関する協定	五百部商事有限会社	航空撮影による情報収集	H30. 1. 26
	災害時における情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	情報発信協力	R1. 6. 12
食料・生活必需品の調達	災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定	東武百貨店・福田屋百貨店 6市4町：宇都宮市、鹿沼市、真岡市、さくら市、下野市、日光市、上三川町、芳賀町、壬生町、高根沢町	食料等の供給協力	H23. 10. 1
	災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定	とちぎコープ生活協同組合 6市4町：宇都宮市、鹿沼市、真岡市、さくら市、下野市、日光市、上三川町、芳賀町、壬生町、高根沢町	食料等の供給協力	H23. 10. 1
	災害時における救援物資の提供協力に関する協定	㈱伊藤園	飲料水提供	H25. 7. 11
	災害時における救援物資の提供協力に関する協定	FV イーストジャパン株式会社	飲料水提供	H27. 4. 1
	災害時における物資供給に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	救援物資の供給	H27. 5. 7
	災害時における救援物資の提供協力に関する協定	上都賀農業協同組合	食料等の供給協力	H28. 5. 2
	災害時における麺類等の提供に関する協定	栃木県めん類業生活衛生同業組合鹿沼支部	食料等の供給協力	H29. 1. 17
	全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定	全国公設地方卸売市場協議会	食料品提供	H29. 9. 1
	災害発生時等の支援活動に関する協定	栗野商工会	生活必需品の安定供給	H30. 4. 12
物資の緊急輸送	災害時における食糧・生活必需品等の輸送協力に関する協定	赤帽 6市4町：宇都宮市、鹿沼市、真岡市、さくら市、下野市、日光市、上三川町、芳賀町、壬生町、高根沢町	物資輸送協力	H23. 10. 1
	災害時における緊急物資輸送等に関する協定	栃木県トラック協会鹿沼支部	物資輸送協力	H28. 11. 8
救出救助及び医療救護	災害時の医療救護に関する協定	上都賀郡市南部地区医師会	医療救護	H26. 3. 26
	災害時の歯科医療救護に関する協定	一般社団法人鹿沼歯科医師会	医療救護	H26. 7. 28
	災害時の医療救護に関する協定	公益社団法人栃木県柔道整復師会鹿沼支部	医療救護	H27. 5. 13
	災害時の医療救護に関する協定	一般社団法人 鹿沼薬剤師会	医療救護	H28. 11. 8
公共施設及び設備の応急復旧	災害時における応急復旧対策業務等の実施に関する協定	建設業協会鹿沼支部	公共土木施設の応急復旧	H18. 4. 25
	鉄道災害時における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定	東日本旅客鉄道株式会社 6支部、県内各消防本部	消防協力	H21. 3. 30
	鹿沼市災害応急対策の協力に関する協定	鹿沼市造園建設業協会	公共土木施設の応急復旧	H26. 10. 22
	災害時の災害応急業務の実施に関する協定	鹿沼市電設会	公共土木施設の応急復旧	H26. 10. 22
	災害時における災害応急対策の協力に関する協定	全国建設労働組合総連合栃木県建設労働組合鹿沼支部	公共土木施設の応急復旧	H27. 5. 7
	災害時における災害応急対策の協力に関する協定	一般社団法人栃木県自動車整備振興会鹿沼支部	災害復旧協力	H27. 12. 18
	災害時における応急復旧対策業務等の実施に関する協定	中山建設株式会社	公共土木施設の応急復旧	H28. 9. 15
	下水道施設における緊急時の支援協力に関する協定	公益財団法人とちぎ建設技術センター	下水道施設の異常にに関する調査、復旧に向けた技術的支援	H28. 9. 15
	災害時等における電気設備の復旧等に関する協定	栃木県電気工事業工業組合	公共施設の電気設備応急復旧	H28. 11. 8

区分	協定の名称	締結先	主な内容	締結年月日
その他	災害時等における水道の応急活動の応援に関する協定	鹿沼市管工事業協同組合	水道の応急給水、応急復旧	H29. 5. 26
	災害時における栃木県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	県内市町、公益社団法人日本下水道管路管理業協会	下水道の復旧支援協力	H30. 12. 17
	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社栃木総支社	停電復旧相互協力	R2. 9. 1
その他	災害時における鹿沼郵便局・鹿沼市間の協力に関する覚書	鹿沼郵便局	管理施設提供	H10. 2. 13 (R2. 10. 19 改訂)
	災害時に要援護者の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	鹿沼市老人福祉施設連絡協議会、社会福祉法人優心会、社会福祉法人希望の家	福祉避難所の開設	H25. 7. 3
	災害時における廃棄物等の処理に関する協定	サンエコサーマル株式会社	廃棄物処理協力	H28. 4. 18 (R2. 10. 12 改訂)
	広告付避難所等電柱看板に関する協定	東電タウンプランニング株式会社栃木総支社	電柱広告	H28. 10. 28
	災害時における畳の提供に関する協定	「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会	畳提供	H28. 11. 21
	災害時における断熱材の提供に関する協定	有限会社池田加工	断熱材の提供	H30. 7. 30
	災害時における消防用水等の確保に関する協定	コンクリート協同組合7社	消防用水確保協力	H30. 8. 22
	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社アクティオ	レンタル機材提供	R1. 10. 10
	鹿沼市の防災力向上のための協力に関する協定	損害保険ジャパン株式会社	航空撮影による情報収集及び地域防災力向上等の協力	R2. 5. 26
	災害時における対策業務の応援協力に関する協定	一般社団法人栃木県建築士会	建築物の調査等応援	R2. 6. 19
	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定	株式会社デベロップ	宿泊施設提供	R2. 8. 21
	災害時における廃棄物等の処理に関する協定	株式会社 YAMANAKA	廃棄物処理協力	R2. 10. 12
	災害時における廃棄物等の処理に関する協定	鹿沼資源回収事業協同組合	廃棄物処理協力	R2. 10. 12
	災害時における廃棄物等の処理に関する協定	株式会社平成リサイクルセンター	廃棄物処理協力	R2. 10. 12
	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	地図製品等提供	R2. 10. 20
	災害時における電動車両等の支援に関する協定	東日本三菱自動車販売株式会社、三菱自動車工業株式会社	電動車両等提供	R3. 4. 9
	災害時の応急対策業務の実施に関する協定	一般社団法人栃木県測量設計業協会	公共施設等の応急対策業務に関する測量・設計等	R3. 6. 25
	災害時等での施設利用の協力に関する協定	株式会社ダイナム	駐車場等提供	R3. 10. 28

第6章 災害時優先業務

(1) 災害時優先業務の考え方と選定方法

本計画で定める災害時優先業務とは、大規模な災害時に、優先して実施すべき業務のことであり、災害時最優先業務、優先復旧・復興業務及び通常業務のうち優先度の高いものを合わせた業務を指します。単に重要な業務か否かではなく、人命の救出及び救助並びに被害の拡大防止に関する業務を最優先に実施し、災害発生後の限られた資源の中にあっても、他の業務に優先して継続、又は早期復旧を図らなければならない緊急性の高い業務をいいます。

災害発生時には、多くの災害対応業務が発生するうえ、これまでに記述したとおり、市自体も被災し、職員等の資源も制約を受けるため、平常時の環境を前提としての業務を行うことはできません。

このような状況にあって、災害時優先業務を実施するため、通常業務を可能な限り休止（＝延期、中止又は停止）又は縮小（＝業務の一部休止や簡略化）することにより、職員等の資源を確保し、災害時優先業務に集中的に投入することとなります。

以上の考え方により、災害時非常時優先業務を選定しました。

【表3-1 災害時優先業務の優先区分】

区分	業 務	業務内容	災害時 必要度	区分及び 着手目標
災 害 時 優 先 業 務	災害時最優先業務	災害発生時に最優先で行わなければならない業務 ○人命の救出及び救助並びに被害の拡大防止に関する業務 ○災害時対応のため意思決定に必要な業務 (例) 災害対策本部の設置、避難所の開設など	高	最優先業務 S 直ちに
	優先復旧・復興業務	災害発生時に優先して行わなければならない業務 ○市民の生活基盤の回復のための業務 (例) 災害相談窓口の設置 災害復旧に伴う財政支援の確保など		優先業務 A 1日以内
	優先的通常業務	通常業務のうち、休止することで市民生活等に重大な支障を及ぼす業務 ○市民の生命・身体・財産を守る業務 ○市の意思決定や法令遵守のために、必要な業務 ○その他休止して市民生活に重大な影響を及ぼす恐れのある業務 (例) 戸籍事務、住民票異動登録事務、各種手当等の支給事務、各種許認可等に関する事務（長期の休止ができないもの）		優先業務 B 3日以内
休止業務	休止業務	通常業務のうち、災害時優先業務履行のため、積極的に休止を検討する業務 ○災害復興までの間、休止・延期することがやむを得ない業務＝原則的に優先的通常業務以外の通常業務 (例) 職員研修など	低	

(2) 災害時優先業務の選定結果

災害時優先業務として選定された業務は、567件であり、うち、災害時最優先業務が163件、優先復旧・復興業務が70件、優先的通常業務が334件でした。

各部の災害時優先業務は次のとおりです。

表2-2 各部の災害時優先業務の数

業務の優先度 部	災害時最優先業務	優先復旧・復興業務	優先的通常業務	合計
総合政策部	45	5	19	69
行政経営部	5	5	17	27
市民部	17	3	42	62
保健福祉部	12	8	47	67
こども未来部	1	2	24	27
経済部	5	11	50	66
環境部	5	2	18	25
都市建設部	10	2	41	53
上下水道部	2	3	5	10
教育委員会事務局	19	24	33	76
委員会等事務局	8	1	21	30
消防本部	34	4	17	55
合計	163	70	334	567

※下水道事業に関する災害時優先業務については、「鹿沼市下水道事業業務継続計画〈本部編〉」を別に定めています。

※災害時優先業務以外は、休止業務（359業務）として、災害対策本部の指示に基づき順次再開します。

(3) 災害時優先業務一覧

各部局の主な災害時優先業務及び休止業務は、以下のとおりです。

担当部局	災害時優先業務			休止業務
	災害時最優先業務	優先復旧・復興業務	優先的通常業務	
総合政策部	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設置（会議の開催、災害対策の方針作成） ○応急避難（指示等の発令、伝達） ○避難所開設 ○情報収集（本部広報・情報等の収集・整理、県への報告） ○府内各部局との連携 ○自主防災組織との連絡調整 ○備蓄品の供給調達 ○県・他自治体への応援要請 ○関係機関との連絡・調整 ○防災協定の運用 ○H P、広報車等による災害情報の伝達 ○本部長等との秘書事務 ○行政情報ネットワーク及びシステムの被害状況の確認、復旧等 ○被災者生活再建支援金の支給に関すること ○災害救助法に基づく被災者の応急救助の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関との連絡・調整 ○総合受付、郵便物の收受、発送、その他総合管理事務 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報整理 ○条例、規則等の審査及び管理 ○予算の編成及び執行に關すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○総合計画の策定・推進 ○府議の開催 ○広報かぬまの発行
行政経営部	<ul style="list-style-type: none"> ○義援金の募集及び受付 ○庁舎管理に関するこ（ （府舎災害把握） ○災害対策本部情報班 ○職員の労務管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○庁舎管理に関するこ（電話通信システムの復旧） ○市税等の課税客体の調査・賦課事務 ○罹災証明発行 	<ul style="list-style-type: none"> ○庁舎管理に関するこ（ ○収納業務 ○職員の安全衛生・健康管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○税の総括・管理 ○収納向上対策 ○職員の人材育成
市民部	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所管理等協力 ○地区避難所からの災害情報収集・集約 ○行方不明者・遺体に関するこ ○安否情報に関するこ 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害総合窓口の運営 	<ul style="list-style-type: none"> ○消費生活センターにおける相談対応 ○戸籍謄抄本等の諸証明書の交付 	<ul style="list-style-type: none"> ○安全安心な街づくり推進事業 ○コミセンだよりの発行
保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者支援計画の推進 ○被災者の健康管理 ○医療救護 ○感染症対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○日赤業務 ○移送サービス ○障害者の社会生活支援 ○相談窓口の設置 ○広報・周知活動 ○ボランティアとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護法による相談・調査・指導・扶助費の支給 ○在宅福祉サービス ○介護認定業務 ○緊急を要する健康相談・訪問指導 ○国民健康保険の保険給付 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者スポーツ教室、大会 ○敬老会の開催 ○高齢者フェスティバル、老人クラブ行事 ○各種検診・健診・教室等事業
こども未来部	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所開設、管理に関するこ ○要保護児童の安全確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○保育園等の運営（応急保育） ○放課後児童健全育成事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て認定 ○保育園等の運営 	<ul style="list-style-type: none"> ○こどもの遊び場の管理運営

担当部局	災害時優先業務			休止業務
	災害時最優先業務	優先復旧・復興業務	優先的通常業務	
経済部	○食糧・生活必需品の供給 ○農地や林道等の被災調査・復旧	○中小企業への制度融資 ○農林業施設や作物被害調査 ○畜産の振興（家畜伝染病の予防と対応）	○施設管理（農業公社・花木センター他） ○拠点施設の整備	○友好都市との交流
環境部	○災害廃棄物対応 ○ごみ、し尿等の収集及び処理 ○一般廃棄物処理（搬入、搬出に関する他自治体との事前協議）	○飼養動物等対策	○産業廃棄物対策の調整 ○環境苦情処理対策	○環境美化運動の推進 ○施設見学会 ○市民利用の日 ○出前講座
都市建設部	○土砂災害危険箇所の警戒 ○水防・地域防災業務 ○道路、橋梁、河川の維持管理業務（調査、苦情、要望に関する業務） ○仮設住宅等の確保・管理 ○建築物の応急危険度判定に関する事務	○道路、橋梁、河川の維持管理業務（設計、工事に関する業務）	○都市計画法に関する事務 ○市営住宅の管理・運営・使用料の徴収 ○建築物の許可及び認定 ○公園や広場の維持管理	○地籍調査事務 ○公園や広場の整備 ○換地計画の作成・実施
上下水道部	○給水（応急給水所の設定・給水車による給水） ○下水道対策本部の立上げ ○応急復旧（下水道施設）	○被害報告受付 ○水道施設維持管理	○水質管理	○給水装置管理
会計管理者	○義援金の募集及び受付		○審査事務 ○出納事務	
教育委員会事務局	○学校施設の被害調査 ○避難所開設・運営 ○学校安全関係業務 ○緊急物資の募集・受入	○被災児童生徒の調査 ○学校施設の被害復旧対策 ○臨時ヘリポートの開設・管理 ○物資集配拠点の開設 ○スポーツ施設の応急・復旧	○局内管理事務 ○就学援助事務 ○地域資源の調査と保存	○自然体験学習の推進 ○かぬま生涯学習大学の運営 ○各種スポーツイベント、大会の開催、支援 ○食育の推進
委員会等事務局	○議会事務（傍聴者の避難誘導、被災者の救出、議会棟・会議室等の被災状況の確認）	○議会開催会場の確保	○国政、地方選挙の管理執行 ○議会報道対応 ○出納事務 ○農地法等に係る申請受付・審査事務	○選挙の啓発 ○農地台帳の整備
消防本部	○消防指揮本部設置 ○火災等原因損害調査 ○消防団に関する事務 ○出動計画に基づく出動命令 ○水火災その他の災害の警戒防御 ○消防関連協定の対応 ○救急医療機関等の対応	○燃料等の必要物資確保	○立入検査事務 ○各種届出受付事務	○人材育成・研修 ○消防出初式 ○火災予防の普及啓発

第7章 教育訓練

(1) 職員災害対応訓練

訓練名	内 容	対 象	頻度 (時期)
鹿沼市防災訓練（土砂災害・全国統一防災訓練）	土砂災害警戒情報を活用した避難訓練及び情報収集訓練	警戒配備及び第1配備職員	年1回
職員初期行動訓練 (避難訓練)	職員の初期行動・避難誘導 消火訓練（初期消火・通報）を消防本部の指導を受け実施	全職員	年1回以上
災害対応図上訓練	地震や浸水害に対し、総務班、情報班、衛生救護班の情報伝達及び状況判断について訓練を行う。	関係課職員	年1回
業務継続計画（B C P）研修	各部局の非常時優先業務と各業務のマニュアルを各部局の職員へ周知	各部局職員	年1回以上
避難所運営職員研修 (HUG)	避難所配備職員の役割、避難所運営マニュアルの周知 避難所運営研修（HUG）の実施	避難所運営職員	年1回以上
新採職員防災研修	職員募集の基準、災害対応に基礎知識の研修	新規採用職員	年1回

第8章 計画の推進

(1) 計画の周知徹底

大規模な災害発生時に災害時非常時優先業務を円滑化かつ迅速に実施し、速やかな復旧・復興及び市民生活の安定を図るため、各部局は、平常時から本計画内容を共有し、業務執行体制の確保に向け、災害時優先業務の実施手順や役割分担等の整理、連絡体制の確認、各課題に対する対策の実施など具体的な取組を進めます。

また、各職員それぞれの取組みが組織の業務継続につながるものであることから、各部局においては、職員一人一人が災害時優先業務の重要性を認識するよう、訓練等の機会を活用し、本計画内容の周知徹底を図り、各職員は、災害時の役割、登庁経路等の確認、食糧等の確保など各自が行うべきことを確認します。

(2) 計画の継続的改善

本計画の実効性を高めるため、組織改編、業務内容の変更、施設設備の変更等があった場合に必要な改定を行うほか、訓練等の実施や検証を通じて、新たな課題を洗い出し、継続的に改善を行い、災害対応力の向上を目指します。

鹿沼市業務継続計画（B C P）【災害編】

作成 平成30年3月（令和4年3月改訂）

発行/鹿沼市 編集/総合政策部危機管理課

〒322-8601 鹿沼市今宮町1688-1

電話 0289-63-2158

この計画書は、環境に配慮した再生紙を使用しています。